

第40回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和6年3月18日（月）午前10時00分～正午
場 所：世界人権問題研究センター ミーティングルーム

1 議題

(1)「京都市人権文化推進計画 令和6年度事業計画」について

○水野課長（共生社会推進室人権文化推進担当）

（資料1に基づき、説明）

先に事務局から、事前にいただいている意見・質問にお答えさせていただきます。

まず、井川委員から、改善事業4の専門相談員の配置について、「4月より週3回1名配置するとのことだが、この人数で足りるのか。」との御質問をいただいております。

週3回の勤務とありますが、相談員が対応できない時には、正職員が対応する体制となっていますので、相談が受け付けられない状況にはなりません。今回の法律の改正によって事業者等からの相談がどれだけ増えるのか、予想が難しいのですが、いただいた相談には、しっかりと対応できるよう、準備を進めてまいります。

次に、平野委員から、新規事業1の「困難な問題を抱える女性に対する支援事業」について、「包括的な支援窓口を社会福祉法人等に委託して設置すると示されているが、全ての社会福祉法人に委託するのか。」との御質問をいただいております。

本事業は、複数の社会福祉法人に委託するのではなく、一つの団体に女性支援窓口の運営を委託する予定です。

次に、新規事業3の「児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業」について、「子どもからの意見表明や権利救済に関する申し立てにあたっては、まずは、子どもが本音で話すことのできる環境作りやそれらの権利について理解していることが重要となると考える。市職員や施設職員だけでなく、入所児童への丁寧な説明が必要と考える。」との御意見をいただきました。

御意見ありがとうございます。令和6年度開始に向けて、御意見は、事業の推進に活かしてまいります。

次に、改善事業7の「医療的ケアが必要な児童生徒への看護師体制の強化」について、「看護師の需要に供給が追いついていない状況が続いていると認識しているが、看護師の確保については大丈夫なのか。」との御質問をいただいております。

当事業に関しては、看護師を募集して、応募がないという状況にはなっておらず、看護師の確保について問題になっていません。

これまで、1人の児童に1～2人の看護師を配置していたものを、今回、チーム体制で対応していく体制となるので、例えば一人の看護師が急に休んでも、他の看護師が補う仕組みで、対応することができます。

○薬師寺座長

御意見、御質問をいただいた委員の方、ありがとうございました。

今回から、新規・改善事業で、全体の予算額が公表されている事業に関しては、御紹介いただきました。ただ、こちらについては、会期中の3月市会においてこれから承認されとのことです。御了承いただければと思います。

それでは、事務局からの説明と事前の質問に対する回答などに関して、委員の皆様から、自由に意見を出していただければと思います。

では私から。今回の新規・改善事業は、国の法律の改正によるものが複数あったように思います。先ほど予算を示していただきましたが、この予算には、国からの支援・補助も含まれていると考えてもよいのでしょうか？

○水野課長

法律に基づいて地方自治体に義務付けられる事業については、当該法律に基づき、国庫負担がされると認識しています。

○薬師寺座長

パートナーシップ制度の都市間連携の関係で、現在も京都府下のいくつかの自治体と連携されているかと思いますが、今回、大阪府や兵庫県と連携されることでした。これらの自治体と連携する特別な理由はあるのでしょうか？近隣の滋賀県でも、一部の市が制度を開始されたり、県が制度の導入を検討されたりしていると聞きます。滋賀県などとも、今後連携される予定はあるのでしょうか？

○水野課長

大阪に関しては、京都との間で転出入者が多いというデータがございます。兵庫も、比較的転出入者が多い府県でございます。今回、連携させていただくのは、そういった、比較的転出入者が多い自治体というのが理由です。今後につきましては、条件が合うようであれば、他府県にも都市間連携を広げていきたいと考えています。

○松波委員

（資料１）３ページにある「地域障害児支援体制強化事業」について、児童発達支援センターが拠点となって、未就学の障害者の支援を行うということですが、資料に「地域のインクルージョン推進の中核機能」とあります。インクルージョンというのは、国際的な文脈でいうと、できるだけ同年代の人たちと関わりながら、ともに育つということです。障害のある子が、発達等の支援を受けながらも、隔離されるのではなく、できる限り、地域の保育園・幼稚園・学校で支援を受けながら学ぶ。そして、周りの子たちも理解して、ともに分かち合っていくというイメージなのですが、今回、発達支援センターの役割は確かに重要ですが、京都市における「地域のインクルージョン推進の中核機能」というのは、具体的にどのように考えておられるのか、教えていただけないでしょうか。

○水野課長

地域のインクルージョン推進の中核機能として、保育所等訪問支援の取組充実のほか、子育て支援施設に対し、支援力向上等を目的とした訪問支援等を実施していきます。申し訳ございませんが、事業の詳細については把握できていません。詳細については、確認し、後日お伝えさせていただきます。

○玉置副座長

専門相談員の配置について、お聞きしたいです。こちらの件については、先ほど井川委員からも「週３日の配置で足りるのか」という御質問がありました。これまで、障害者施設における虐待の通報が入った際に、担当部署などにおいて、長く留め置きされる状況があると聞いたことがあります。専門相談員が配置されるということは、こういった状況が少しでも改善されることが期待されるので、非常にいいことだと思います。ただ、この法改正に伴い、少し懸念されることは、民間事業者のあらゆる場面における合理的配慮が義務化をされるので、非常に範囲が広がります。今までのように、周知の行き渡るところだけでなく、虐待問題・合理的配慮に関して、情報が行き渡りにくい民間事業者に対して、色々なことを周知されていくにあたって、かなり問合せが増えることも考えられます。合理的配慮に関しては、様々な質問・相談があり、その一つ一つに丁寧に対応していく必要があるものだと思います。そのようなことを考えますと、周知啓発をしっかりとさせていただくことはもちろん、相談や通報に対し、しっかりと対応できる体制であることが重要だと思います。将来的には、専門相談員はフルタイムを目指すべきだと思いますので、そういったことも検討していただければと思います。

○水野課長

御意見ありがとうございます。

専門相談員の配置については、大きくは、改正障害者差別解消法に伴う事業者からの相談対応と、障害者虐待通告等の対応です。京都市としても、初めてのことになりますので、どれくらいの相談が出てくるのか読めないところもありますし、まずは、この体制で始めさせていただきます。実際の運用の中で、どのような体制がいいのかは、見直しなどの必要があれば、検討していかないといけないものだと思います。

事業者等への周知啓発に関しましても、知っていただかないと相談等につながりませんので、あらゆる機会をとらえて、周知に努めてまいります。御意見は所管課にもお伝えさせていただきます。

○辻委員

同事業についての意見です。

相談を受けた時に、調査や措置をとるような必要があるケースであれば、その後はどのような対応になるのでしょうか？京都市の担当部署につながるのでしょうか。

○水野課長

専門相談員は、京都市の障害保健福祉推進室の中に配置されます。正職員とも連携して、相談を受けた内容を、担当者につなぎ、具体的な対応をとっていく場合もあります。専門相談員はそのようなつなぎの役割を持っています。

○辻委員

それは、今までやっておられたことと内容が変わるものではなくて、相談窓口が設置されることによって、より、市民の方が相談しやすい状況をつくるという理解でよろしいでしょうか？

○水野課長

そのような御認識で結構です。

○井川委員

今回、校内サポートルームの整備などを行われるのもいいと思いますが、様々な事情で、教室には行けず、保健室等で一人で勉強したり、試験を受けたりすることしかできなかった子どもの中には、他の人とコミュニケーションを取りな

がら、育っていきたいと思っている子どももたくさんいると思うので、先生方も大変とは思いますが、子ども一人一人の気持ちに寄り添うようなことを徹底して取り組んでほしいと思いました。

○水野課長

今回の校内サポートルームの整備ですが、不登校児童生徒が増加しているなかで、京都市でもこれまでからパトナやふれあいの杜などでも受け入れをしてきましたが、選択肢の一つとして、通っている学校内に、教室とは別にサポートルームを整備するというものですので、それぞれのケースでどのような対応が必要か検討する必要があるものだと思います。御意見があったことは教育委員会にもお伝えさせていただきます。

○辻委員

今のお話を聞いていて思ったのですが、資料には「新たな不登校を生まないための取組や～」という文章があります。これを見て、不登校というのを、ネガティブなものとして捉えているといえますか、病気や悪いことであるような意識を感じます。それは世の中もそうなのだと思います。私は、子どもたち一人ひとり様々な特性があって、今の時代、色んな学び方があっていいものだと思います。学校に行って、30人・40人の教室の中で座って授業を聞くことが正しいのか、普通なのか、ということを考えて、意識を変えるべきなのではないでしょうか。保健室だって、一つの学び方だろうし、不登校で学校に行かなくても、別の手段で学ぶこともいいと思います。国語・算数・理科・社会だけが勉強ではないと思いますし、そのような多様な教育の在り方を包摂するというスタンスから入ってほしいと思います。

○水野課長

御意見ありがとうございます。不登校が悪いものだと評価しているわけではありません。学校としては、まずは、児童が学校に来られるような手段を考えているわけですが、多様な学び方の選択肢を増やして、子どもの教育の機会を確保していきたいと考えております。

○玉置副座長

同事業について、質問です。保健室登校というのは、昔からよく言われていましたが、今回のサポートルームというのは、どのような形で整備されるのでしょうか。教室とは別に、部屋を設けることを考えておられるのでしょうか。

実際、子どもはもっと学びたいと思っていますので、それを叶えるために、

色々取り組まれていることだと思います。しかし、教育委員会ではきちんと整備をしようとされていても、実際の学校現場ではうまく機能できていないということはよくあります。そういった時に、保健室や別室登校のような、居場所があるということはとても大切です。その際に、専属の先生をきちんと配置されることも、重要だと思います。

また、よく聞く話で、いじめ等の加害者が普通に教室で学べて、被害者が別室登校になってしまうということがありますよね。しかし、そうではないだろうと思いますので、そういうことも含めて、学校現場の在り方を考えていってほしいと思います。今回のサポートルームも、物理的な面だけの整備ではなく、しっかりと中身も充実させられるように、進めていっていただきたいと思います。

○水野課長

御意見ありがとうございます。今回のサポートルームは、児童が安心して過ごせるように、教室とは別に、別室を設けるものでございます。座席は、パーテーションで仕切るなど、児童が安心して過ごせるように整備します。また、サポートルームには、見守りや学習支援のために「子ども支援コーディネーター」も配置します。御意見は担当部署にもお伝えして、今後に活かしてまいります。

○薬師寺座長

先ほどの御発言に関連して、不登校に関しては、最近のテレビ報道などでも話題にされていますが、令和5年の文科省のCOCOLOプランというものを前提に置きながら、京都市においてもプランをどのように具体化していくかと検討されていることかと思えます。ただ、こういったプランに収まりきれない問題というのは当然出てくると思えます。プランを実行する中で出てきた、個別の事例について、どう捉えて、どう対応していくかという、考えが必要になってくるのではないかと思います。事業を運用する中で生じる問題について、どういう点を配慮する必要があるのかなど、注意深く、アンテナをはって、事業推進していただければと思います。おそらく、そういう意図が、先ほどの御意見の中にもあったと思います。

○平野委員

新規事業1の「困難な問題を抱える女性の支援」に関して、一つの社会福祉法人に委託するということですが、なぜ、その一つの団体に絞られているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○工藤部長（共生社会推進室真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革担

当部長)

これまでも、ウィングス京都などで、困り事の相談ができるというような、相談事業は、やってきました。それを今回の新規事業につきましては、相談はもとより、その人に寄り添った伴走型の支援を予定しておりまして、例えば、行政手続に同行させていただくであるとか、精神科医のカウンセリングに同行など、その人の状況に応じた相談体制というものを確保します。また、それにプラスして、民間シェルターのような役割として、避難・措置を行うこととなりますが、そういったことに対応できる法人というのは、限定されております。よって、DV支援など経験のある法人に委託することになるのではないかと考えています。

○白石委員

世界人権問題研究センターの30周年記念事業についてです。こちらは、2024年度が実施年度ということでよろしいでしょうか？記念シンポジウムや記念誌の発行などとありますが、例えば、市立芸大の建物に入ったということで、大学との連携、若い方との連携をさらに実施されるということもあると思います。今回、来年度に、若い人に人権問題を意識してもらえるような啓発の活動とか、キャンペーンを行うとか、そういったものはあるのでしょうか。

○水野課長

30周年記念事業は、2024年度に実施する事業でございます。

若い方との連携については、30周年記念事業に限らず、取り組まれております。昨年の移転以降、若い方との連携をやっていこうということで、例えば大学内で、人権に関する情報に触れていただけるよう、人権図書館を広く開放するなどをしています。30周年記念事業については、記念シンポジウムが中心だと思いますが、具体的な部分は検討中だと思います。

○薬師寺座長

30周年記念事業については、具体的にどのような企画にするかは、検討中だと聞いていますが、キャンパス内で連携などがはかられるような企画が期待されますね。

○白石委員

もう一点、改善事業2の「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」についてです。こちらには、HAPS事業の発信を強化するとあります。コーディネーターを育成するのはもちろん大事ですけど、この取組自体を、発信していくために、強化されることはあるのでしょうか。

○水野課長

HAPS HOUSEにおいて、芸術系大学の学生や若手芸術家の展覧会やイベントを開くことで、人が集い、HAPSや、共生社会実現に向けた基盤づくり事業の認知度が高まると考えています。また、この事業については、毎年詳細な報告書を作成し、公表していますが、これまでの取組を網羅的にまとめた冊子の作成も検討されているとも聞いています。それらを活用して、この取組自体の発信を強化してまいります。

HAPS HOUSE周辺、京都駅の東南部エリアについては、文化芸術と若者を基軸とした活性化の取組に重点を置いている地域です。文化芸術の活動というのは、共生社会に通じる考え方というのが多く、多様なものを受け入れる、そういう素地があるものでございます。そういう中で、多様な方を受け入れる取組を展開していきたいと考えております。

○白石委員

まだまだ注視されていない部分もあると思うので、これまでと少し違う視点で本事業を発信していてもいいかと思いました。

議題2：京都市人権文化推進計画（追補版）について

○水野課長

（資料2に基づき、説明）

先に事務局から、事前にいただいている意見・質問にお答えさせていただきます。

井川委員から、御質問・御意見をいただいています。

まず、2ページの「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」という重点項目について、周囲では親とのトラブルを役所に相談しても、家庭内の喧嘩のことはわからないと返事をされたと言うことを耳にする。高齢の家族がいる場合、家族内に負担がかかっているように思える。コロナによりつながりが希薄な世の中になってしまったが、もう一度、横とのつながりや地域とのつながりなどを考え直し、どうすれば日本の少子高齢化の中で、親子ともストレスなく過ごせるのか、市がどのように考えているのか伺いたい。

との御質問をいただきました。

本市においては、地域で暮らす高齢者の皆様を、介護、福祉、健康、医療の面

から総合的に支援するための公的な相談窓口として、高齢サポート（地域包括支援センター）を市内61箇所に設置しており、本人や家族等からの相談内容に応じて、関係機関と連携しながらきめ細かな支援をしています。

コロナ禍の中では、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」が活動休止を余儀なくされました。しかし、「通いの場」をはじめとした「居場所づくり」は誰も置き去りにしない社会の実現に向けての重要な取組であると考えており、本市としても「通いの場」への補助制度を周知するとともに、活動再開や参加者の拡大に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。

京都市長寿すこやかセンターでは在宅で介護されている御家族同士の語り合いや交流を通じ、困りごとに対する工夫や知恵の共有と、介護に関する情報を得る学びの場として、家族交流会を開催するなど、御家族のストレスを軽減するよう取り組んでおりますが、今後も、必要な方が、地域の社会資源につながり、各種制度を利用できるよう、周知に努めてまいります。

次に、平野委員から、御質問をいただいています。

2ページの「ヤングケアラーへの支援」に関して、

京都市が令和3年に実施した「ヤングケアラーの実態調査」の結果を踏まえ、ヤングケアラーの社会的認知度を上げることと同時に、児童や大人が支援を受けることができることを周知していくことが必要と考える。京都府と京都市が共同で「ヤングケアラー支援について」という動画を作成されているが、この動画は支援者向けのものであることから、ヤングケアラー当事者に向けた動画の作成とICTの活用、また、ヤングケアラーの問題を社会的問題として捉え、授業として教育ができないか。

また、相談等について消極的な学生もいることを考えれば、自身の家族間の問題として捉えるのではなく、相談ができる、支援を受けることで状況が変わるということを広く周知し理解を深めることで問題解決に繋げることができないか。との御意見・質問をいただきました。

本市ではこれまでから、市立学校等への国の啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布、人権啓発パネル展の実施、京都市情報館や公式SNSによる情報発信など、社会的認知度の向上に努めてきたところです。また、府市協働により、市立学校小4～高3の全児童に対し、京都府ヤングケアラー総合支援センターの周知チラシを配布しております。

学校現場においては、普段接している子どもたちのなかに、ヤングケアラーがいる可能性があることを念頭に、早期発見や支援機関との連携に努めるととも

に、一人ひとりの困りに寄り添った対応を徹底しており、子どもたちが声をあげやすく、相談しやすい環境づくりに努めています。

さらに、令和5年度においては、市内全ての鉄道駅及び市バス・地下鉄の全車両・全編成、府立・市立学校等に、様々なヤングケアラーの相談先を明記した、本市オリジナルポスターを掲示するほか、ヤングケアラーに関わる支援関係者向け研修会も開催するなど、周知に努めております。

引き続き、相談ができる、支援を受けることができることを周知し、大人だけでなく、児童も含めて、社会的認知度の向上に努めてまいります。

次に、同じく2ページの「こども基本法に基づく意見聴取」について、

「こども基本法」を踏まえた、子どもの意見聴取等、具体的な取組についてはまだ決定していないことも考えられるが、京都市として意見聴取の方法、聴取する年代などについて考えがあれば伺いたい。

インターネットやSNSについては、無記名で回答できることによって素直な意見を出すことができる一方で、目的を適切に伝えたくて実施しなければ意見集約の意味を持たなくなる可能性があると考えます。広く意見が聴取できるようお願いしたい。

との御質問をいただきました。

令和6年度には新たに児童館、青少年活動センターの職員などとも連携し、子ども・若者の意見を直接聞く取組を実施予定です。具体的な手法については、はぐくみ推進審議会でも議論いただきながら検討してまいりたいと考えており、申し訳ございませんが、現在はお示しできません。

本市では、これまでから、本市の子ども・若者に関する施策の推進等を審議する「京都市はぐくみ推進審議会」において、市民公募委員の約半数について、10代後半～20代前半の若者を選定し御意見をいただくなど、積極的に関わっていただいております。その他にも、本市の既存審議会懇談会等といった附属機関では、若者の参画率が令和3年度末で53.6%と、積極的な採用を行っております。

また、令和6年度に改定時期を迎える次期京都市はぐくみプランの策定に向けては、令和5年10月下旬から子ども・若者を対象としたアンケート調査を行っております。

事務局からは、以上です。

○薬師寺座長

それでは、ただいまの事務局からの説明、質問に対する回答について、御意見

をいただければと思います。

なお、配布資料に、別紙という形で、今後のスケジュールが入っています。新しい市長に変わられて、その影響などもあるかもしれませんが、本日の会議では、具体的な記載内容というよりは、大きな枠組みについて、御意見いただくということです。今後、令和7年3月の策定に向けて、内容を詰めていくという作業が定期的に入ってくるかと思いますので、それも含めて、本日、忌憚のない御意見を出していただければと思います。よろしくお願いします。

○井川委員

事前の質問に関連して、お伺いします。

高齢の親との家庭内でのトラブルについて、「相談の場を設けているので来てください」というのは、よくわかります。ただ、実際に相談に行けるなら、みんなそんなに悩んでいないというのが見えていて、本人は大丈夫だと考えていて、子どもから見ると、認知症の疑いがあるから専門の機関に行って欲しいという状況があります。そういう場合に、「相談する場があるから来てください」と言われたとしても、本人が行かないというのだから、無意味になってしまいます。

役所の方から、該当者のところに行くということはできないのでしょうか。それをすると、例えば、人員の確保をしなくてはいけない、ケアの免許があるのかなど、そういう事情はあるのでしょうか、心配のある世帯一軒ずつに、日々どうですかとか、市から働きかけられるように持っていけないのでしょうか。

○水野課長

社会のつながりが希薄化していると言われる中で、難しい問題ですが、住民さん同士で支え合う、「地域で高齢者を支える」ということも重要だと思います。行政として、そういった方々を支援するといった視点からの支援もございます。

○寺井室長（共生社会推進室長）

先ほども説明させていただきましたが、京都市には高齢サポート（地域包括支援センター）というのが、市内61箇所ございます。そういったところや、あと民生児童委員、社会福祉協議会など、まずはそういった福祉関係の活動されている施設や関係機関などに、御家族の方などが相談いただくことになります。おっしゃったように、高齢の方が区役所まで行けないという場合もあるかと思いますが、相談されている内容によっては、自宅までを伺うということもやっていますので、そこは個別に、御家族などから御相談いただいたらいいのかなと思います。

区役所であれば、高齢者の担当もございますし、お困りの内容によっては、障

害とか、生活保護関係とか、いろんな部門の担当者がおりますので、そういった者が連携し対応します。職員が全く出向けないというわけではございません。

○井川委員

結局、家族が相談に行ったとしても、「家庭内のことなので」と言われたりすると聞きます。来てもらったとしても、親が「何も問題ないです」と追い返してしまうこともあります。家庭内ではすごくトラブルを起こしているのに、市役所の人には「問題ない」と言ってそこで話が終わってしまう。それでも、家族内での問題は、延々と続いてしまう。こういった場合は、どうしたらよいのでしょうか。

○寺井室長

そういった場合は、民生委員の方などが、手助けができるかもしれません。地域によって活動の差はあると思うのですが、まず民生委員に御相談いただくというのも一つの手だと思います。

親子の間のトラブルでは、行政なり、第三者機関がそこまで手を入れなくてもいいようなケースも実際ございますので、そこは、一度御相談いただいて、本当に支援をする必要があるのかというのは、個々のケースによるものだと考えます。

○玉置副座長

2 ページの「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」について、社会情勢に関してはこれでいいと思うのですが、追加施策の方向性のところの、一つ目と三つ目のところで少し整理したいなということがあります。

一つ目の、「困難な問題を抱える女性の支援」に関しては、これは法律に基づくものであって、ある程度その事業の枠組みというのはもう固まったものが一定あるかと思います。ただ、ここに至るまでの問題なのです。

先ほどやり取りで、DV対策など、伴走型の支援をしなきゃいけないというお話がありました。その前段階としては、若年世代の交際相手からの暴力など、そういったことも含めてですが、今の女性の相談の多く、おおよそ7割弱が、こういった暴力問題だと聞きます。そのうち、50パーセント前後が配偶者から。そして、あとは身内もしくは交際相手からというような内訳で相談されています。実態としては、中高生あるいは成人～高齢者から幅広く相談があります。そういったことを考えますと、今、文科省の方で小学校から「生命(いのち)の安全教育」というのが進められていますし、女性と男性が互いに人権を尊重しようというところに力点を置くためには、小さい頃からの、性教育を含む性暴力に関する支

援が重要で、しっかり進めていく必要があります。新規の部分はこれでいいのですが、幼い時からの連続した教育や啓発の枠組みを、しっかりと考えていくのがよいと思いますので、この新規の項目に足して考えていただければと思います。

それと、3つ目に「男女共同参画の視点に立った災害対応の啓発」とあります。ここには啓発とありますので、具体的なことは、防災の所管の方で、ということだと思うのですが、実際に今一番、必要だと思っているところです。

都道府県や市町村の防災会議への女性の参画率が、1割から2割程度（京都市防災会議の女性参画率は約23.6パーセント（令和6年3月31日時点））ということで、非常に低いと聞きます。さらに、地域の防災会だともっと低く、3割程度ということです。これは、最近この件で私が耳にした情報ですが、災害対応については、公助・自助・共助と言いますが、しかし、共助を担う地域社会は、非常に男性社会になってしまっています。消防、防災の地域社会の担い手は、男女の差が非常に大きく出てしまっていて、特に災害時については、災害によって生まれるニーズや、災害が与える影響とか、ここには、非常に大きな男女差があるということで、一方、防災の部分に、地域社会の中の、男性中心の防災対策ということになってくると、公助とか共助とか、ここをしっかりと推進していくためには、もう少し男女共同参画型の取組というのが重要になってくると思います。これを、地域社会において、どう啓発していくのかっていうのが非常に大きな課題にもなってくると考えています。なかなかそこが改善されていかないというのは、声を出せない・出しにくいというのがあると思いますし、その辺りを、啓発という形でどのように取り上げていただければいいのかなと考えています。

○工藤部長

防災の話ですと、今回の能登の地震でもやはりいろいろと問題があって、女性が不便な思いをされることがあると聞きますし、必ず災害の度にそういう話が出ています。本市では、男女共同参画推進計画に基づき、様々な審議会において、女性委員の登用を行うことも取り組んでいます。確かに、地域のある一定の年代層より上になると、男性が中心になって地域を動かしている例もありますが、それよりも若い世代になってくると、意識も少しずつ変わってきていると実感しておりまして、色々な場面で女性の視点も入ってきております。学校の教育からも、男女が共同で進めるということが、だんだんと浸透はしてきていると思いますので、その辺りを啓発・教育を続け、意識を変えていく取組を、継続的にやっていくことが重要だと思います。そういった視点を持って、様々な計画の策定・事業推進をしていきたいと思っています。

○玉置副座長

ありがとうございます。「困難な問題を抱える女性の支援」も同じような考え方ということでよろしいでしょうか。

○工藤部長

「困難な問題を抱える女性の支援」に関しては、DVの窓口とは別に、困難女性の窓口を作るということで、女性に対する支援を両輪でやっていくと考えていただければいいと思います。

困難女性の方には、JKビジネスと言われているような若い女性の性的な被害など、そういった部分も法律の中でも想定をしております、しっかりとDV、それ以外の困り事を抱えた様々な女性の対応、そういったところをしっかりと支援していくというものです。

○辻委員

4～5ページの「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」に関して質問です。この部分を、本日お配りいただいた資料の記載にされるということですが、この記載にはすごく問題があると思います。

当初の案では、「本市で暮らす外国籍市民がいきいきと～」とされていたのが「留学生をはじめ～」と追加されていたり、「留学生等の京都での就職支援や～」と変更されたりして、外国人を限定しているような記載になっています。外国籍市民といった時に、留学生や高度外国人人材、特定技能実習生の方など、確かに様々な方がいると思うのですが、人権課題に直面して困難な状況にいるのは、そういった人ではない外国人だと思います。このような例示をしてしまうと、じゃあオーバーステイで在留資格のない外国人はいいのかとか、不法就労の人は人権がないのかなど、差別を生んだり助長したりする恐れすらあるのではないかと思います。

また、「留学生をはじめ～～市内で就労することをはじめ～～環境の整備が重要である」とありますが、留学生は就労することはできないので、違法なことを言っているようにも見えますし、当初の案でいいのではないかと思います。こういう立場にない外国人の皆様が、病院に行けない・生活保護を受けられない等、日本での生活に苦勞されていると思います。

もう一点、計画の別のところに書いてあるのかもしれませんが、外国人を限定した書き方をする時に、永住資格をもった外国人、在日の韓国人・朝鮮人の方などはどうなるのか気になります。他でフォローされているのか、ここに含まれていたのだとすれば、限定的にして例を挙げるのは問題だと思います。4ページには、「誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排

斥する差別的言動等」とあり、これはまさに在日の外国人のことを念頭に置いた項目だと思いますが、その辺りのことを考えると、留学生を典型例として打ち出すのは、違うのではないかと思います。どういう意図があってこのような記載をされているのか、お伺いします。

○水野課長

ここには特に特定の外国籍市民の方を排除しようといった意図は全くありませんが、こういう御指摘がありましたので、記載を検討いたします。

留学生と書かせていただいたのは、京都市において、留学生の方が卒業後京都で働くのではなく母国に戻られたり、市外に就職されたりすることが多いという状況があり、京都市としても対応しないといけないと思っていまして、もちろん違法就労ではなく、就労する時に、京都で働いていただくための施策を実施しておりますので、そういった取組に力点を置く形で、例示的に記載しております。辻委員からの御指摘も踏まえ、骨子案をまとめていく際には、表現を見直してまいります。すべての方を包摂するような記載を検討します。

○辻委員

私は、外国籍市民を包摂する元の案でいいと思います。

○薬師寺座長

外国人の関連で言いますと、今回策定するのは追補版なので7年～9年の期間が対象だと思いますが、国の受け入れが大きな方針転換を図ろうとしていて、いわゆる技能実習は廃止の方向で、育成就労に変えるということです。技能実習では、技能を本国に持って帰ってもらって本国で修得した技能を発揮していただくというのが建前ではありました。実際には就労を限定された範囲で認めるという部分があり報道されているような問題を惹起しましたが、それを育成就労という形で、3年間日本で働けるようにして、そこから特定技能につないでいく、永住化ということも含めて考えるという方向があるのですが、議題1にも関連して、事務局からも説明がありましたが、これから10年後の京都のことを考えると、あくまで国の調査ではありますが、15歳から65歳の人口が2025年から2040年にかけて、15歳から64歳の人口は13万7千人ほど減るという、またそれに加えて、65歳以上の方は5万近く増えるということです。一方で、市から外に出る人が増えてきているということや、高齢化という問題。今日お話をされていたような、様々な問題が加速化しているという統計が出ているように思われます。そういう中で、外国の方の労働という問題は、京都の中でも議論が必要なのだらうと思われます。

大きな変化が、追補版の後に、急速に起こることが想定されるということは、ある程度念頭に入れながら、計画を策定していく必要があるのではないかと思います。特にヤングケアラーの問題でも、おそらく高齢化が進んで、若い人が、市外に出ていくということになると、今以上に大きな問題になると思います。

男女参画でも直ちにクォータ制度を入れていくというのはすぐには出てこないと思うのですが、そうなっていかざるを得ないことも念頭に置いておいてもいいと思います。この3年間の追補版を作るにあたっては、そういう視点が要るのではないかと思います。これから追補版を具体化していく中で、そういう点も含めて、議論していけたらと思います。

○辻委員

外国人の人権という時に、オーバーステイになってしまった方がいて、その人が医療を受けられない、その人の子どもが教育も受けられない、そういう問題がございます。そういうことが、まさに人権課題だと思います。このところは、そういうことも考えて書いていただきたいと思います。

○松波委員

3 ページの障害者の項目で、「常時介護を要する方へのヘルパー派遣や外出支援等を行う重度訪問介護等の障害福祉サービスについては、就労中の支援が認められておらず、通勤や職場での介助」に関して、本来国の制度であるべきだと思いますが、整備されていないために、追加施策として、重度障害のある人の通勤や職場での支援というのが挙げられています。確か京都市は、少し前から試行事業として設けられていたかと思ひまして、これはすごく大事だと思っています。例えば、重度障害があるけれども大学で勉強したとか、介助を受けて勉強して、パソコンを使って様々な仕事ができる能力のある人が、職場での介助が必要だからといって就職できないという、福祉的な就労が悪いわけではないですが、介助を受ければ力を発揮できる人が就職のチャンスを失ってしまうというのがすごく問題だと思っているので、京都市がこういった職場で介助を受けられるようにする制度を進められていることは、私の周りの人たちも注目しているので、ぜひいい制度を作ってもらって、こうすれば、重度障害の人がいろんな職場で働けて、それが社会全体の意識の変革にも繋がるというようなモデルになって欲しいなと思っているので、ぜひ当事者の意見を聴いて、いい制度を進めて欲しいなと思います。以上、意見です。

○水野課長

重度障害者の方が就労する場合には、民間企業で雇用されている方の場合、

雇用主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金を受けて、支援を行うこととなります。一方、自営業者として働く場合、助成金の対象とならないので、京都市において、令和３年に、重度障害のある方に対して、就労機会の拡大や就労継続を支援するために、重度障害者等就労支援特別事業というのを実施しております。

こちらは新規と書いているのですが、令和２年３月の計画改定以降に始まった事業であるため、新規という項目になっております。これから新たに実施するわけではないので、そちらについては御了承いただければと思います。

○玉置副座長

松波委員の御意見と重なる部分があります。御意見は障害のある人の人権尊重に関する御意見だと思うのですが、どういう状況であれ、介助・サポートがあれば働くことができるということであれば、「安心して働き続けられる職場づくり」の項目にも、きちんと障害者差別解消法という社会情勢も反映していただいているので、主な追加施策の方向性のところに、障害のある方々でも働き続けられるというものを追加いただいてはどうかと思います。そこは連動しないと、いくらサポートがあっても、職場での合理的配慮がないと働きませんので、連動させるという意味で、こちらの項目にも解消法の関連で、追記を検討いただければと思います。障害のある人が、サポートしてもらって行った先の職場において、きちんと配慮を受けられるという、この連続性を考えていただければと思います。

○水野課長

ありがとうございます。確かに、こちらの項目への記載が抜けていますので、障害の観点から、追記できないか検討いたします。

○薬師寺座長

最後に、次回以降の進め方について御説明いただければと思います。

○水野課長

今回、追補版の方向性について御議論いただきましたので、それを踏まえまして、年度が変わりましたら、骨子案の形にまとめたものを、お示ししたいと考えています。その時は、今回のように集まる形式ではなく、書面で意見をいただきたいと思いますと考えています。時期については、５～６月と書いてはいますが、少し後ろ倒しすることも考えられます。最終的には、３月末までに追補版を完成させるということになります。

○薬師寺座長

その他、御意見がないようでしたら、事務局に進行をお戻しします。会議の後、追加で意見・質問がございましたら、メール等で、事務局に送っていただければと思います。

(以上)